

平成 24 年 5 月 17 日

公益社団法人 富山県バス協会  
会長 川岸 宏 殿

### バス運転者の労働時間等労務管理の徹底に関する要請書

労働行政の推進につきまして、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、平成24年4月29日、群馬県内の関越自動車道で、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客7名が死亡、当該バスの運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

この事故に関しては、労働基準法や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）などの違反の有無について現在調査中です。

また、事故の重大性を考えますと、厚生労働省としても、国土交通省と連携を図り、今後の対策を検討していくことにしていますが、この問題は、乗客の生命のみならず、バス運転者の労働条件の確保の観点から、看過しえないものであり、同種事故の発生を防止するためには、現行の法令等を遵守していただくことが何よりも重要です。

つきましては、貴職には、バス運転者の労働基準法等、改善基準告示、特に以下の事項の遵守徹底と配慮について、改めて傘下の企業にご指導いただきますようお願いいたします。

- 1 労働者の労働時間等については、労働基準法に以下のように定められているので、その遵守を改めて徹底すること。
  - ① 労働時間は、休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間以内
  - ② 休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間
  - ③ 休日は、原則として、毎週少なくとも1回
  - ④ 上記①、③を超えて労働者に時間外労働又は休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定を締結し、所轄労働基準監督署への届出
  
- 2 バス自動車運転者の労働時間等については、改善基準告示において以下

のように定められているので、その遵守を改めて徹底すること。

- ① 1日の運転時間は9時間以内（2日平均）
- ② 連続運転は4時間以内
- ③ 1日の拘束時間は原則13時間以内、最大16時間
- ④ 休息期間（勤務と次の勤務の間の時間）は継続8時間以上

- 3 労働安全衛生法に基づき、常時使用する労働者に対して1年に1回、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回、それぞれ定期的に医師による健康診断の実施を改めて徹底すること。

富 山 労 働 局 長

半田和彦